

第三部 計画の推進にあたって

1 計画期間

この計画に基づく取組期間は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とします。

しかしながら、早期の実現に向けて、可能なものから順次速やかに実施します。

2 実施管理体制

この計画に基づく行財政改革(市政改革)を実現するため、各局長・区長はそれぞれの所管業務に関して、自らの目標及び実行計画を明らかにする局長改革マニフェスト(局改革実施方針)・区長改革マニフェスト(区改革実施方針)及び局・区経営方針を策定し、市民及び市長に対する責任を明らかにしたうえで、着実な推進を図ります。

3 推進状況の公表

この計画の推進状況については、毎年度市民の皆様に対して公表します。

市民の皆様のご意見などを踏まえ、また、それぞれの取組の進捗状況、社会経済情勢の変化等に伴う新たな取組や現計画の見直しの必要性等を勘案し、来年度以降も適宜、見直していきます。